

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	一
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	一
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	二
○保安林の指定の解除の予定(三件)	(同)	二
○保安林の指定の予定	(同)	三
○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)	(同)	三
○道路の区域変更	(道路課)	四
○道路の供用開始	(同)	四
○土地改良事業計画変更の適当の決定	(北部地方振興事務所)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四
○定期監査結果に対する措置の公表		四
○宮城県公報第二五九五号中		七

## 告 示

○宮城県告示第八百九十三号  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二〇〇六六一	就労支援センターA KARI 石巻市和湖字小金袋 三番五十二丁	就労継続支援B	株式会社北上 の郷	平成二十六年 十月一日
○四一一三〇〇三八七	ゆめや 栗原市若柳川南南大 通十五丁三	就労継続支援B	株式会社照隅	平成二十六年 十月一日

○宮城県告示第八百九十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十六年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類  
ヨーネ病
  - 二 畜種  
牛(黒毛和種)
  - 三 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数  
患者 四頭
  - 四 発生場所又は区域  
栗原市
  - 五 発生日月  
平成二十六年十月二十七日
  - 六 患者の取扱い  
法令殺
- 宮城県告示第八百九十五号  
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業校場地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定によ

り関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七條第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七條第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年十一月十二日から平成二十六年十二月十一日まで

三 縦覧場所

登米市役所

○宮城県告示第八百九十六号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

東松島市大塚字大東三四の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百九十七号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市渡波字満和多二八の六、三七の五、字本網五の六、六の五

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第八百九十八号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

宮城郡七ヶ浜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び七ヶ浜町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百九十九号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市日和が丘二丁目五三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

石巻市雄勝町分浜字分浜二五八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備

え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十六年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）、加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに大崎市役所及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十六年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）、加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大崎市（次の図に示す部分に限る。）、加美町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

次のとおりとする。

次のとおりとする。

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに大崎市役所及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 釜谷大須雄勝線
- 三 道路の区域

変更の区間 石巻市雄勝町名振字東一〇番一地从先から 同市雄勝町名振字東五番一地从先まで	変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	三六・一	一四〇・五
	後	一九・三 三六・二	一四〇・五

○宮城県告示第九百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	中田栗駒線	栗原市若柳字川北原田三〇番一五地从先から 同市若柳字川北下袋一五番一地从先まで	平成二十六年 十一月十三日 午後二時

○宮城県告示第九百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一

項の規定により審査した結果、西向土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができ、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年十一月十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成二十六年十一月十一日から平成二十六年十二月十日まで
- 三 縦覧場所  
栗原市役所

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
名取市増田五丁目百四十一番二、二百十八番一、二百十八番三、二百十九番一、二百二十番、二百三十番一及び九百三十八番並びに二百三十番一の地先の水の一部

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
仙台市宮城野区日の出町二丁目三番七号  
宮城トヨタ自動車株式会社

監 査 委 員

○阿城郡阿城町告示第一四号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、

宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成26年11月11日

宮城県監査委員	安 部 孝
宮城県監査委員	ゆ さ み ゆ き
宮城県監査委員	遊 佐 勘 左 衛 門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

記

1 監査委員の報告日  
平成26年 8月20日

2 通知のあった日  
平成26年10月20日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 蔵王自然の家

イ 監査委員の報告の内容

賃金、報償費、旅費、需用費、食糧費、使用料及び賃借料において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。

(内容)

(イ) 臨時職員の賃金について、翌月10日の支給定日を過ぎて支払をしたもの。

・件数 2件

・金額 192,654円

(ロ) 報償費、旅費、需用費、食糧費、使用料及び賃借料について、支払遅延があったもの。

○報償費

・件数 43件

・金額 358,700円

○旅費

・件数 12件

・金額 16,927円

○需用費

・件数 1件

・金額 11,248円

○食糧費

・件数 9件

・金額 385,590円

○使用料及び賃借料

・件数 2件

・金額 107,940円

ロ 措置の内容

会計事務処理スケジュール表を作成して、職場内に掲示し、各担当の事務執行期限等の共有を図るとともに、上席の総務担当職員等がスケジュール表等を活用して、適正な事務処理の進行管理を随時行い、再発防止の徹底を図った。

また、今後、主催事業の報償費等の支払遅延が生じないよう、事業の事前・事後において、班内での複数の職員による相互の確認を強化し、再発防止に努めた。

(2) 涌谷高等学校

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。

(内容)

(イ) 一般廃棄物収集運搬処理業務について、契約不履行により契約解除を行ったが、物品調達等に係る事故発生報告を怠ったもの。

(ロ) 同業務について、契約書に不履行に対する違約金徴収の条項を記載していなかったもの。

ロ 措置の内容

(イ) この度の定期監査の通知を受け、直ちに主務課を通じ事故発生報告書を提出した。認識不足が原因だったため、以後は申し送りを確実にし、怠ることのないようにしていく。

(ロ) 契約時の違約金設定への知識不足が原因だったため、以後の契約においては、必要条項に漏れが生じないよう、確認を徹底する。

(3) 蔵王高等学校

イ 監査委員の報告の内容

旅費において、2年連続して3か月以上の支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。

(内容)

・件数 190件

・金額 353,238円

ロ 措置の内容

(4) 毎月10日と25日の2回を旅費事務の日と定め、前月後半分の旅費を翌月10日までに、当月前半分の旅費を当月25日までに処理することとし、また、その旨を毎月作成している事務処理予定表に記載し、確実に処理することとした。

(ロ) 毎朝、始業時の事務打合せにおいて、旅費事務を含め当日処理すべき業務の確認を行うほか、逐次その進捗状況を確認し、担当者のみならず、事務室全体で処理状況を把握することとした。

(4) 田尻さくら高等学校

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

(イ) 一般廃棄物収集運搬処理業務について、契約不履行により契約解除を行ったが、物品調達等に係る事故発生報告を怠ったもの。

(ロ) 同業務について、契約書に不履行に対する違約金徴収の条項を記載していなかったもの。

ロ 措置の内容

(イ) 今回の指摘を受け、主務課を経由し事故発生報告書を提出した。また、職員間で規則等を再確認した。

(ロ) 他の委託業務契約も含めて、主務課や契約課等の指導を仰ぎ、契約内容に不備が生じないよう、確認を徹底するとともに、契約書様式の見直しを行う予定である。

(5) 小牟田農林高等学校

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

一般廃棄物収集運搬処理業務について、契約不履行により契約解除を行ったにもかかわらず、契約書条項による違約金を徴収していなかったもの。

また、物品調達等に係る事故発生報告を怠ったもの。

ロ 措置の内容

関係機関の指導を仰ぎ、違約金について本年7月3日に請求を実施し、また、本年9月5日

付けで「物品調達等に係る事故発生報告書」を提出した。

今後は、関係機関の指導を仰ぎながら、実施する事業を様々な視点で検証し、契約事務を進めていく。

また、所属内だけでなく近隣の機関と連携し、情報の共有を図りながら、業務内容や関係法令の理解を深めていく。

(6) 南郷高等学校

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

一般廃棄物収集運搬処理業務について、契約不履行により契約解除を行ったにもかかわらず、契約書条項による違約金を徴収していなかったもの。

また、物品調達等に係る事故発生報告を怠ったもの。

ロ 措置の内容

契約条項に不備が認められたため、違約金は徴収することができなかった。今後においては、契約書の不備を防ぐために「契約書記載事項チェックリスト」により点検項目を洗い出し、複数の職員で確認することとした。

また、事故発生報告書については、平成26年9月8日付けで提出し、報告の必要性を上記チェックリストに参考として記載しておき、契約締結時に職場内で共通理解するものとして再発防止を図ることとした。

(7) 石巻工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

賃金において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

臨時職員の賃金について、翌月10日の支給定日を過ぎて支払をしたもの。

・件数 1件

・金額 79,053円

ロ 措置の内容

会計事務等チェック表を作成し、担当者や出納員だけでなく、事務室全体で支出漏れや支出日誤り等がないかどうか、チェックを行うようにした。

また、事務室内で書類を回覧する際も、支出確認までの時間に余裕を持って書類作成・確認

を行ったうえ、必ず複数の目で確認を行い、支出誤りが無いようにしている。

(8) 加美警察署

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延による遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

平成25年6月分電気料及び水道料を支出すべきところ、水道料を支出しなかったため、公共料金振替口座から水道料が先に引き落とされ、電気料が口座引落不能となった。その結果、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額が発生したものの。

・件数 1件

・水道料金額 6,614円

・電気料金額 166,113円

・遅収加算額 4,886円

ロ 措置の内容

より一層、決裁時のチェック等「複数の目」で確認する事を強化するとともに、業務チェックシートを活用し、支出漏れ等再発防止を徹底していくこととする。

正 誤

○宮城県公報第二五九五号 (平成二十六年九月三十日付け) 中

ページ

段 行

正

誤

三

上

九前

株式会社安久津レンタルコーポ

株式会社阿久津レンタルコーポ